



茨城県報 号外第 19 号

令和元年 (2019年) 9月17日

火 曜 日

目 次

公 告 ページ
(道 路 公 社)

●有料道路の料金の変更..... 1

公 告

●有料道路の料金の変更

有料道路の料金を変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年9月17日

茨城県道路公社理事長 富 永 幸 一

- 1 変更対象道路 日立有料道路（県道日立中央インター線）
水海道有料道路（一般国道354号）
常陸那珂有料道路（県道常陸那珂港南線）
第二栄橋有料道路（県道美浦栄線・若草大橋）

2 料 金

(1) 日立有料道路

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	100	100	100	170	320

(2) 水海道有料道路

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料金の額	150	210	210	330	590	20

(3) 常陸那珂有料道路

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	110	110	110	170	320

(4) 第二栄橋有料道路（若草大橋）

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料金の額	160	210	260	370	580	20

3 実施年月日 令和元年10月1日

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,150円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)